

げますと、今日では住民一人あたり10円以上の図書費をもつところも多く、また自動車文庫または配本車をもってサービスしているところも増え、職員組織も殆んど県立図書館に近いところもあります。待遇なども県立図書館よりずっとよい館も出てまいりました。他府県について申上げずと東北地方では、岩手県（ここも間もなく新築されますが）を除いて五つの県が、戦後の新しい建物を擁し、本県よりも遙かに規模の小さい青森県においては、既に課制をしき、宮城県とともに館長は一等級に格付されております。関東地方では、どの県も課制をしいている現状であり、全国でも、20を越える府県立図書館が一等級の館長をおく実情であります。このことは、ひとえに、社会の進運に対応できるよう、当局者が図書館の内外を積極的に改善してきた結果であろうと思料されます。

第二、高度にして多岐にわたる住民の要求に対して、従来以上に迅速に事務処理ができるために。

社会は益々スピーディに動いています。図書館だけが、ひとり従来のように、スピード感を失っていていいというものではありません。幸いにして今日では、館長以下33名（分館の職員を含めると、45名）の職員がおり、そのうち15名は図書館法に定められた専門職であります。なが年にわたって専門的業務に従事していますので、専門的業務の一部については、館長から課長に内部委任を行ない、迅速に事務処理のできるものも少なくなっているのであります。住民もまた迅速に処理されることを望んでおります。

II 3課を必要とする理由

第一、図書館業務を分析いたしますと、最少限三つの側面が大きく浮び出てまいります。その一つ一つの側面を捉えて課としなければならないようです。

管理課は、従来の総務係のほかに図書館法第3条に8項目にわたって示されている図書館奉仕のうち、特に図書館に関する各種の普及事業を担当しなければなりません。資料課は、従来整理係と呼ばれてきたものですが、部屋はもともと二つにわかれ、業務も二つに別れながら一つのまとまりをもった作業ということが出来ます。年間6～7,000冊に及ぶ資料の選択、収集、分類、装備までの業務と、本館分館、ブックモビール等で破損した図書の再生、雑誌、新聞その他を合本して図書への編入等、前者を収集係というなら後者こそは整理係です。奉仕課は、従来館内奉仕係と管外奉仕係の二つにわかれて業務を行ってきたが、これらの係のほかに、県立図書館としては最も重要な調査相談係を加え、以上の三つの係が協力して奉仕してまいります。

第二、他府県の例に徴しても殆んど3課が多いのです。

九州地方では、どの県も課制をしいておりますが、2課というのは、佐賀県だけであって、他は全部3課です。当県と規模の似ている長野県は4課制をとっていま

すが、当県の現状では4課制はかなり困難のようです。

第三、定数増は今のところ認められないとすれば、何とか2課制でやってゆけないか、というくふうをして見ましたが、2課制は（他県の経験も同じ）かえって混乱をまねく恐れがあります。三つの大きな側面があって、その側面を結び合わせることによって「平面」が成り立ちますが、二つの側面では単に「線」が形成されるだけであります。それではどこにどう責任体制をととのえて、迅速に事務処理を行なうのか、わからなくなります。たとい人数が少なくとも、3課を設けて、初期の目的を遂行せねばならないと思います。

第四、長野県その他の例に見られるように、課長のもとに当面係長制を設けず（もちろん課長補佐も設定しない）そのかわり管理課に主査1、資料課に主任司書1、奉仕課に主任司書2（館内奉仕1、館外奉仕1）を置き主査には係長試験に合格したもの、主任司書には経験の深い司書を当てることにしていただきたい。なお、その給与格付けについては、上記の者に対してそれぞれ係長級の待遇措置をお願いします。

III 課制を急ぐ理由

第一、現実の面から、①住民の高度な要求に応じられるように、多数の専門職員（図書館法施行規則第2章に定められた最底基準）を配置しているが、この人々は他の機関に転出することなく、なが年にわたって専門的業務に従事し、実力もあり、年令も相当に高いにもかかわらず、昇給昇格等その身分確保が困難な組織機構になっています。②待遇という点から見ても、係長ではないが4等級の職員は何人でもいる。といった現状です。こういう現実の中でははっきりと課制を設けて、こまかい専門的業務は館長から課長に内部委任したほうが、遙かに能率的なのです。

第二、県立図書館という特殊な使命の面から、①県立図書館は六つの分館をもつ、県立の唯一の社会教育施設であって、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を待つまでもなく、市町村図書館のモデルです。②県立図書館は県段階における図書館奉仕という面では、明かに全県下を対象とするものです。この面からいえば、職員が多い少ないという問題を離れて、県事務所や保健所等と同一には取扱うことのできない性質のもです。③単に県民を対象とするだけでなく、他府県の住民からも調査または参考のための資料問合せが頻繁にきている実情であり、県立図書館とはいいなながら（どの府県立図書館も同じことですが）サービスの対象は広く全国にも及んでおります。④したがって、県立図書館の職員は、自館の蔵書を熟知しているほかに、県内にある他館または民間の貴重な蔵書についても、日頃調査研究しておいて、必要に応じて、直ちに回答できなければなりません。時代とともに県立図書館の任務が拡大されたものであります。